

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十三条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百一十八号）の一部を次の表のように改正する。

別表	別表
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表
1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
(-) a 要支援1 b 要支援2	(-) a 要支援1 b 要支援2
(-) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(-) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
a 要支援1 b 要支援2	a 要支援1 b 要支援2
(-) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(-) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
a 要支援1 b 要支援2	a 要支援1 b 要支援2
(-) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(-) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
a 要支援1 b 要支援2	a 要支援1 b 要支援2
(-) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(-) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
a 要支援1 b 要支援2	a 要支援1 b 要支援2
(-) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(-) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
a 要支援1 b 要支援2	a 要支援1 b 要支援2
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(2) (-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(2) (-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
a 要支援1 b 要支援2	a 要支援1 b 要支援2
<u>429単位</u>	<u>428単位</u>
<u>476単位</u>	<u>475単位</u>

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	<u>449単位</u>
a 要支援1	<u>448単位</u>
b 要支援2	<u>497単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	<u>667単位</u>
a 要支援1	<u>666単位</u>
b 要支援2	<u>742単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	<u>684単位</u>
a 要支援1	<u>683単位</u>
b 要支援2	<u>761単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	<u>773単位</u>
a 要支援1	<u>771単位</u>
b 要支援2	<u>862単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	<u>798単位</u>
a 要支援1	<u>796単位</u>
b 要支援2	<u>889単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	<u>248単位</u>
(一) 要支援1	<u>262単位</u>
(二) 要支援2	<u>247単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	<u>260単位</u>
(一) 要支援1	<u>274単位</u>
(二) 要支援2	<u>259単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	<u>413単位</u>
(一) 要支援1	<u>435単位</u>
(二) 要支援2	<u>412単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	<u>424単位</u>
(一) 要支援1	<u>446単位</u>
(二) 要支援2	<u>423単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	<u>484単位</u>
(一) 要支援1	<u>483単位</u>
(二) 要支援2	<u>512単位</u>

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要支援1 500単位
(二) 要支援2 529単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要支援1 499単位
(二) 要支援2 528単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

8・9 (略)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し

、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) (略)
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注13において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

13～19

(略)

ハ

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して

、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) (略)
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注11において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

11～17

(略)

ハ

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して

いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対する行う場合

(一) 要支援1

3,450単位
6,972単位

(二) 要支援2

(2) 同一建物に居住する者に対する行う場合

(一) 要支援1

3,109単位
6,281単位

(二) 要支援2

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1

424単位
531単位

(2) 要支援2

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身

体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対する行う場合

(一) 要支援1

3,438単位
6,948単位

(二) 要支援2

(2) 同一建物に居住する者に対する行う場合

(一) 要支援1

3,098単位
6,260単位

(二) 要支援2

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1

423単位
529単位

(2) 要支援2

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(新設)

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未算定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

7～12 (略)

ハ～ホ (略)
ハ～ホ 総合マネジメント体制強化加算

注イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 総合マネジメント体制強化加算(I) 1,200単位
(2) 総合マネジメント体制強化加算(II) 800単位

ト～リ (略)

又 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位
(2) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

ル ツ 介護職員待遇改善加算

4～9 (略)
ハ～ホ (略)
ハ～ホ 総合マネジメント体制強化加算

注イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)
(新設)

ト～リ (略)
(新設)

又 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、金和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の102に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の74に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の41に相当する単位数

Ⅳ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の15に相当する単位数

- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、金和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから又までにより算定した

単位数の1000分の102に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから又までにより算定した

単位数の1000分の74に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから又までにより算定した

単位数の1000分の41に相当する単位数

Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから又までにより算定した

単位数の1000分の15に相当する単位数

- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから又までにより算定した

単位数の1000分の12に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 761単位
(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 749単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）
)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

789単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

777単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
○

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～7 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イから又までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 760単位
(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(II) 748単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）
)

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

788単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

776単位

注1 (略)

2 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

3～5 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

9 (略)

ハ (略)

10 退居時情報提供加算

250単位

注11 イについて、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定する。

ホ (略)

11 認知症専門ケア加算

注12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

上 認知症チームケア推進加算

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

7 (略)

ハ (略)

8 (新設)

9 (略)

10 (略)

11 認知症専門ケア加算

注13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ 150単位
(2) 認知症チームケア推進加算Ⅱ 120単位

チ～ツ (略)

フ 高齢者施設等感染対策向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位

カ 新興感染症等施設療養費（1日につき） 240単位

注 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上

一
又

(略)

ワ 高齢者施設等感染対策向上加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして
、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し
、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認
知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定介護
予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に
掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位
数に加算する。

(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位
(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位

に掲げるいすれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。

とをいう。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次

ームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供するこ

出頭時の早期発応に資するチートケア（複数人の介護者が手頭で対応する）を実現するため、介護士が認知症対応型共同生活介護事業所か、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び

るものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った旨へ記載する。

10单位
5单位
240单位

(新設)

〔2〕	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 新興感染症等施設療養費(1日につき) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上	10単位 5単位 240単位
-----	--	----------------------

10单位
5单位
240单位

(新設)

で、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合に
、1月に1回、連續する5日を限度として算定する。

三 生産性向上推進体制加算

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして
電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し
老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認
知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対し指
定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該
基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数
を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して
いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

① 生産性向上推進体制加算(1)
② 生産性向上推進体制加算(2)

100単位
10単位

タ (略)

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の
賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織
を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める
様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共
同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、
令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数
に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して
いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからタまでにより算定した
単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(2) イからタまでにより算定した
単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(3) イからタまでにより算定した

ル (略)

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の
賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織
を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める
様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共
同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、
令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数
に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して
いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからルまでにより算定した
単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(2) イからルまでにより算定した
単位数の1000分の81に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(3) イからルまでにより算定した

単位数の1000分の45に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

△ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからタまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。

単位数の1000分の45に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。